2　第八十一条の二第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第八十一条の二第二項各号、第四項及び第五項中「役員又は清算人」とあり、並びに同条第四項中「役員の再任による変更の登記又は当該事項が記録された役員若しくは清算人」とあるのは、「社員、清算人又は職務執行者」と読み替えるものとする。

第九十二条中「第六十一条第五項」を「第六十一条第七項」に改め、「「業務を執行する社員」と」の下に「、第八十八条の二第一項中「社員の加入による変更」とあるのは「業務を執行する社員の加入若しくは業務執行権の付与による変更」と、同項及び同条第二項中「社員」とあるのは「業務を執行する社員」と」を加える。

3　第百三条に次の一項を加える。

3　第百一条第一項第一号の規定により登記の申請をする場合において、申請人等が、前条第二項の添付書面情報として、第六十一条第五項の就任を承諾したことを証する書面に代わるべき情報であつて当該就任を承諾した者が第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信し、併せて、前条第五項第二号の規定により同条第三項第二号又は第三号に掲げる電子証明書を送信したときは、当該申請については、当該就任を承諾した者についての第六十一条第五項の規定は適用しない。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第二条　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第六十一条第一項及び第四項」を「第六十一条第一項、第四項及び第六項」に、「第八十条、第八十一条」を「第八十条から第八十一条の二まで」に改める。

（特定目的会社登記規則の一部改正）

第三条　特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四項まで」を「第六項まで」に、「第八十条、第八十一条」を「第八十条から第八十一条の二まで」に改める。

（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第四条　投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第八十条、第八十一条」を「第八十一条から第八十一条の二まで」に改める。

（投資法人登記規則の一部改正）

第五条　投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四項まで」を「第六項まで」に、「第八十条、第八十一条」を「第八十条から第八十一条の二まで」に改める。

（限定責任信託登記規則の一部改正）

第六条　限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第五項を除く。）」の下に「、第八十一条の二」を加え、「終了」と」の下に「、同規則第八十一条の二第一項中「設立」とあるのは「限定責任信託の定め」と、「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人」と、同条第一項（見出しを含む。）、第二項各号及び第五項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と、「役員」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人」と、同条第四項中「役員の再任による変更の登記又は当該事項が記録された役員若しくは清算人」とあり、及び「役員又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と」を加える。

（一般社団法人等登記規則の一部改正）

第七条　一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四項まで」を「第六項まで」に改め、「第八十一条」の下に「、第八十一条の二」を加え、「評議員及び会計監査人」と」の下に「、同規則第六十一条第五項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と」を加え、「「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条第二項」と」の下に「、同規則第八十一条の二第一項中「取締役、監査役、執行役、会計参与」とあるのは「理事、監事、評議員」と」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。

（添付書面に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした登記の申請については、この省令による改正後の商業登記規則（以下「新省令」という。）第六十一条第五項又は第六項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（取締役等の氏の記録の申出等に関する経過措置）

3　会社の代表者であって登記所に印鑑を提出した者は、この省令の施行の日から起算して六月以内は、新省令第八十一条の二第一項又は第八十八条の二第一項（これを準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に登記されている株式会社の取締役、監査役、執行役、会計参与、会計監査人若しくは清算人又は持分会社の社員（持分会社を代表する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）若しくは清算人（清算持分会社を代表する清算人が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）について、いつでも、新省令第八十一条の二第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して、登記記録に同項第二号に掲げる事項を記録するよう申し出ることができる。この書面には、登記所に提出した印鑑を押印し、同項各号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

4　前項の規定は、会社を除くその他の法人の役員等であってこの省令の施行の際現に登記されているものについて準用する。

5　第三項の規定は、この省令の施行の際現に登記されている投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（組合員又は清算人が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）について準用する。

○財務省令第三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十五第二項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月三日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の十六中「十年以上十五年未満のものにあつては年〇・四パーセント未満とし、当該期間が八年以上十年未満」を「十五年以上二十五年未満」に改め、「当該期間が七年以上八年未満のものにあつては年〇・二パーセント未満とし」を削り、「七年未満」を「十五年未満」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の租税特別措置法施行規則第十八条の十六の規定は、この省令の施行の日以後に発行される租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十六第一項第二号に規定する公社債について適用し、同日前に発行された当該公社債については、なお従前の例による。